

米原市臨時職員（事務職）募集要項

滋賀県米原市臨時職員採用試験を次のとおり行います。

平成 28 年 1 月 25 日

米 原 市 長 平 尾 道 雄

- 1 採用予定人員 臨時職員（事務職） 20 人程度

- 2 勤務条件
 - ① 勤務内容 一般行政事務補助
 - ② 勤務場所 米原市役所 各庁舎
 - ③ 任用期間 平成 28 年 4 月 1 日から平成 28 年 9 月 30 日まで
(10 月以降の任用は、6 か月を超えない期間で 1 回に限り更新が可能)
 - ④ 勤務時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
 - ⑤ 賃 金 日額 6,500 円
 - ⑥ 手 当 通勤費（月 13 日以上勤務があった場合、21,600 円/月を限度として一般職員に準じた通勤手当相当分）
 - ⑦ 加入保険 健康保険、厚生年金および雇用保険
 - ⑧ 休 暇 休暇制度あり（ただし、市の規程による。）
 - ⑨ 勤務を要しない日
土、日曜日および米原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 9 条で定められた休日

- 3 受験資格 パソコンによりエクセル、ワードの基礎程度の事務ができること。

- 4 試験
 - ① 日 時 平成 28 年 2 月 20 日（土） 午前 9 時から
 - ② 場 所 米原市下多良三丁目 3 番地 米原市役所米原庁舎
 - ③ 持 ち 物 履歴書（写真添付のこと。）、筆記具
 - ④ 方 法 作文試験 文章による表現力等について試験を行います。
口述試験 面接による試験を行います。

- 5 結果発表 平成 28 年 2 月 27 日（土）頃に郵送で通知します。
なお、正式な採用通知は市の予算の議決後となります。（3 月末頃）
- 6 試験申込
- ① 期 間 平成 28 年 1 月 25 日（月）から平成 28 年 2 月 15 日（月）までの執務時間中（午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで）に受付します。ただし、土曜日、日曜日および祝日を除きます。
- ② 方 法 申込みは、電話または F A X で受け付けます。
F A X の場合は、氏名および連絡先を記入の上、以下へお申し込みください。

米原市役所 総務部総務課

電 話 0 7 4 9 - 5 2 - 1 5 5 2

F A X 0 7 4 9 - 5 2 - 4 4 4 7

- 7 注意事項 地方公務員法第 16 条（欠格条項）のいずれかに該当する人は、受験できません。
<欠格条項>
- ア 成年被後見人または被保佐人
- イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
- ウ 米原市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

- 8 問合せ先 米原市役所 総務部総務課
- 電 話 0 7 4 9 - 5 2 - 1 5 5 2
- F A X 0 7 4 9 - 5 2 - 4 4 4 7